平成２４年（フ）第３２０号
兵庫県伊丹市大鹿５丁目66番地の１グランドコーポＫＴ102号
破産者　菊永　静夫
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３５８号
兵庫県宝塚市安倉西２丁目１番45―203号、開始決定時の住所兵庫県宝塚市安倉中６丁目２番29号
破産者　米田　弘三
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第７号
兵庫県伊丹市安堂寺町６丁目354番地ボンヌール伊丹201号
破産者　みんなのＦＰこと　馬渡　貴行
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第３０号
兵庫県川西市加茂１丁目19番20―402号、開始決定時の住所兵庫県川西市緑台５丁目２番地の42
破産者　山内　一徳
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第３１号
兵庫県伊丹市南町２丁目３番22―408号、前住所兵庫県尼崎市塚口本町２丁目29番16号
破産者　吉田　玲子
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第２１号
奈良県生駒市門前町19―60、開始決定時の住所奈良県生駒郡平群町春日丘２丁目16番20号
破産者　牧　　裕美
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第９２号
奈良県大和郡山市南井町97番地
破産者　堀川　　登
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６１１号
高知市越前町２丁目５番11号
破産者　津野　将典
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０８号
北九州市小倉南区中曽根４丁目18番36―101号
破産者　岩下菜穂美（旧姓染矢・財前）
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２７号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町25番８号、住民票上の住所鹿児島県奄美市名瀬鳩浜町16番地ピースハイツ310号
破産者　林　　広伸
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第４２２号
沖縄県糸満市西川町21番２―307号　川尻マンション
破産者　玉城　銀市
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第９２号
北海道岩見沢市８条西17丁目31番地
破産者　中山　耕造
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第１４号
岩手県北上市和賀町藤根15地割15番地２、前住所岩手県北上市大堤西２丁目５番５号　レイクサイド千田１―202号
破産者　小野寺英明（旧姓千葉）
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第５５号
秋田県にかほ市平沢字幸ノ木森84番地16
破産者　佐々木量三
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第６４号
茨城県ひたちなか市大字東石川3366番地１ハマダハイツ203号
破産者　大内　貴子
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４８３号
新潟市中央区幸西１丁目１番53―1501号
破産者　宮下　　敏
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１０号
新潟県見附市南本町１丁目７番10号、前住所新潟県長岡市陽光台３丁目２番地２
破産者　山内　健博
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２２５号
新潟県十日町市川治1150番地１
破産者　長津　　茂
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係